

第四条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

附 則

（書式に関する経過措置）

第十七条 省 略

2 省 略

3 新規別表第七(三)に定める書式（同表の備考2(3)に係る部分を除く。

）は、令和六年以後の各年において租税特別措置法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等に開設されている同項の非課税口座に係る同項の報告書及び新法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されている同項の未成年者口座に係る同項の報告書について適用し、令和五年以前の各年において租税特別措置法第三十七条の十四第三十四項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の非課税口座に係る同項の報告書及び旧法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の未成年者口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

4・5 省 略

附 則

（書式に関する経過措置）

第十七条 同 上

2 同 上

3 新規別表第七(三)に定める書式（同表の備考2(3)に係る部分を除く。

）は、令和六年以後の各年において新法第三十七条の十四第三十一項の金融商品取引業者等に開設されている同項の非課税口座に係る同項の報告書及び新法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されている同項の未成年者口座に係る同項の報告書について適用し、令和五年以前の各年において旧法第三十七条の十四第三十一項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の非課税口座に係る同項の報告書及び旧法第三十七条の十四の二第二十七項の金融商品取引業者等に開設されていた同項の未成年者口座に係る同項の報告書については、なお従前の例による。

4・5 同 上